

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の供用開始 (道路課)	1
公告	
○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課)	1
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課)	1

告 示

高知県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年12月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年12月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町葛原字大橋 228番1	63	平成25年12月10日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、土佐山田町六反田土地改良区の解散を平成25年11月28日に認可した。

平成25年12月10日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいの

で、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成25年12月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（3・4・6号高知南国線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高知市大津字穂咲田の一部
南国市南小籠字村田、字西野寄、字井上、字神内、字杉添、字茂祐及び字福留の各一部
南国市篠原字西野々の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、高知市役所及び南国市役所
- 4 縦覧期間
平成25年12月10日から同月24日まで